

**令和4年度 保育所(園)・認定こども園(保育利用)・地域型保育施設
の入所申請についてのご案内**



◇来年度についてのお知らせ

●令和4年4月から次の3つの小規模保育施設を開設するため準備を進めています。

施設名	法人名	所在地	受入クラス	定員	電話番号
奈良ベビー保育園 (仮称)	(福) 熊北会	中奈良 1163-1	0歳児～2歳児	12人	524-9849
まこと保育園 (仮称)	(学) 泉ヶ丘 学園	上之 1508-4	0歳児～2歳児	19人	524-1261
新里第三保育園 (仮称)	(福) 東光会	佐谷田 645-1	0歳児～2歳児	12人	599-0022

●令和4年4月から次の認定こども園を開設するため準備を進めています。

施設名	法人名	所在地	受入クラス	定員	電話番号
籠原さみどり認定 こども園(仮称)	(学) 県北若 竹学園	新堀 546	0歳児～5歳児	99人 2,3号のみ	531-3901

※施設整備を行っている途中のため、事前見学ができません。各施設の受入可能な月齢や保育内容等詳細については、各法人に問い合わせてください。

※工事等の遅延等により、開設時期が令和4年5月以降になる可能性もありますので、ご承知おきください。開設時期が延期となる場合には、熊谷市ホームページにてお知らせいたします。

●令和4年4月から次の施設では、開所時間の変更を予定しています。

施設名	令和3年度	令和4年度～
成田こども園	開所時間(土曜) 8:00～16:00	開所時間(土曜) 8:00～14:00

4月入所申請(1次受付) 詳しくは4ページをご覧ください

※感染症対策のため、原則郵送か預かりでの受付となります。

受付期間	令和3年10月12日(火) ～令和3年11月5日(金) (必着)
-------------	---

※窓口は大変混み合い、お待ちいただくスペースも十分に確保できていないため、郵送での提出にご協力ください。

※申請書提出前に、チェックを予め希望される場合は、受付期間前のコンシェルジュ相談にて行いますので、是非ご利用ください。なお、コンシェルジュ相談には、電話予約が必要です。

◇保育所（園）・認定こども園（教育・保育認定1号を除く。）・地域型保育施設の入所基準

小学校就学前のお子さんで、保護者等が次の事由により、家庭において必要な子どもの保育ができない場合に利用することができます。

【保育を必要とする事由】

- ① 就労（パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む。ただし、月48時間以上の就労が必要。）
- ② 妊娠、出産（原則、出産予定日のある月とその前後2か月間に限る。）
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む。保育を必要とする期間は、認定後およそ90日に限る。）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- ⑧ 虐待やDVのおそれ

◇入所までのおおまかなスケジュール




◇申請書類の配布

(1) 必要書類配布開始

8月頃から、保育課で配付します。その他の施設では、準備でき次第、配付いたします。

(2) 必要書類を入手できる場所

必要書類を入手できる場所	方 法
保育課（市役所4階） 各行政センター福祉担当係	下記（3）の書類を配付しています。
保育所（園）・認定こども園・ 地域型保育施設	下記（3）の書類を配付しています。 感染症予防のため、見学を制限している施設があり、配付をしていない場合もあります。事前に施設のHPや電話により確認をしてください。
熊谷市ホームページより ダウンロード	トップページ＞子育て・教育＞保育・子どもの施設＞保育施設の利用＞令和4年度 保育所（園）・こども園（保育利用）・地域型保育施設の新規入所申込みについて 

(3) 配付書類の内容

封筒の中に、申請児童1名と父母の家庭を想定した以下の書類を入れてあります。家庭の状況により、追加書類が必要な場合がありますので、「サ 申請に必要な書類チェックリスト」を参考に、世帯の状況に応じた提出書類をそろえてください。

ア	令和4年度 保育所（園）・認定こども園（保育利用）・地域型保育施設の入所申請についてのご案内（この冊子）	1部
イ	教育・保育給付認定申請書（兼入所申込書兼保育児童台帳）	1枚
ウ	施設利用に関する確認票	1枚
エ	こどもの記録	1枚
オ	入所申請時チェックシート	1枚
カ	就労証明書	2枚
キ	就労確約書	1枚
ク	申立書	1枚
ケ	個人番号記入票（裏面 委任状）	1枚
コ	保護者の番号確認及び身元確認書類添付のための台紙	1枚
サ	申請に必要な書類チェックリスト（令和4年度入所希望）	1枚
シ	保育コンシェルジュのご案内	1枚

(4) 申請についての相談

必要書類の受取りの際は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、窓口の混雑状況に応じ、申請書類に関する質問以外のご相談やご質問に対応できない場合がありますので、予めご承知おきください。なお、ご相談やご質問については保育課へお電話いただくか、電話予約の上、保育コンシェルジュ相談をご利用ください（チラシをご覧ください。）。

お気軽にご相談してにゃ！



◇申請方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育施設や特設会場での一斉受付は行わず、原則、郵便か窓口での預かりとなります。

申請書の書き方や必要書類のそろえ方など、ご不安がある場合は、なるべく申請期間となる前に、予約の上、保育コンシェルジュ相談をご利用ください。受付期間内に対面での窓口受付を希望する場合も、予約の上での保育コンシェルジュ相談で行います。

なお、変更や新たなお知らせがある場合は、ホームページでご案内します。

○4月1次申請

郵便	受付期間	令和3年10月12日(火)～令和3年11月5日(金)(必着)	
	送付先	〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市福祉部保育課	
		簡易書留等、記録が残るもので送付することをお勧めします。電話等による到着確認は行いません。郵便事故の責任は負いかねます。	
預かり	窓口	受付期間	令和3年10月12日(火)～令和3年11月5日(金)
		方法	申請書類一式を封入し、保育課、大里行政センター市民福祉係、妻沼行政センター福祉係、江南行政センター市民福祉係(8:30～17:15 土日祝日を除く。)へお持ちください。
	市立保育所	受付期間	令和3年10月12日(火)～令和3年10月22日(金)
		方法	持込みを希望する施設へ事前に電話連絡の上、お持ちください。(9:00～17:00 日曜を除く。)
必ず、申請書類一式を、封筒に封入して提出してください。書類の確認はその場では行いません。対面での窓口受付を希望する場合や申請書提出前に、チェックを予め希望される場合は、コンシェルジュ相談をご利用ください。			
入所希望のお子さんに病気、発達遅滞、障害等があり、集団保育に心配がある場合等		10月25日(月)までに、保育課に電話でご連絡ください。詳しくお話を伺わせていただくため、対面での受付をいたします。日程のご相談をさせていただきます。	

※結果は、令和4年1月下旬ごろ、保護者宛に郵便で送ります。

※不足書類がある場合には、ご連絡差し上げますが、11月12日(金)まで(必着)に提出がないときには、不足の状態審査を行います。希望施設の変更もこの日までです。

市立保育所一覧			
荒川保育所*	048-521-3442	曙町保育所	048-523-6355
銀座保育所*	048-522-0613	箱田保育所	048-521-3771
籠原保育所	048-532-6949	市田保育所	048-536-2135
石原保育所*	048-523-1082	吉見保育所	0493-39-1425
玉井保育所*	048-532-0007	上須戸保育所	048-588-6184
中条保育所	048-524-7080	江南保育所	048-536-3374
*荒川保育所、銀座保育所、石原保育所、玉井保育所は、令和8年に蚕業試験場跡地広場(石原3-27)において、(仮称)中央保育所として統合予定です。			
お問合せ 保育課保育係 048-524-1111 (代表) 内線 431 433 570			

○4月2次申請（令和3年11月5日(金)までに申請ができなかった場合や、1次申請で保留となった場合など）

郵便	受付期間	令和3年11月6日(土)～令和4年1月31日(月) 必着
	送付先	〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市福祉部保育課 簡易書留等、記録が残るもので送付することをお勧めします。電話等による到着確認は行いません。郵便事故の責任は負いかねます。
窓口での預かり	受付期間	令和3年11月8日(月)～令和4年1月31日(月)
	方法	申請書類一式を封入し、保育課、大里行政センター市民福祉係、妻沼行政センター福祉係、江南行政センター市民福祉係（8:30～17:15 土日祝日、年末年始を除く。）へお持ちください。 必ず、封筒に封入して提出ください。 書類の確認はその場では行いません。
入所希望のお子さんに病気、発達遅滞、障害等があり、集団保育に心配がある場合等		令和4年1月21日(金)までに、保育課に電話でご連絡ください。詳しくお話を伺わせていただくため、対面での受付をいたします。日程のご相談をさせていただきます。

※結果は、令和4年2月中旬ごろ、保護者宛に郵便で送ります。

※2次申請の入所審査は、1次申請の入所審査ののちに行います。そのため、入所決定者は若干名となります。1次申請で保留となり、2次申請を申込み場合は、保育課への電話が必要です。なお、1次審査時から、申請内容（家庭状況や就労状況等）に変更がない場合は、1次審査で希望した施設以外の場合のみ希望できます。

※不足書類の提出期限と希望施設の変更は令和4年1月31日(月)までとなります。

その他注意事項

※申請書にある状況に変更があった場合には締切日までに電話で保育課に連絡ください。

※申請書の内容についてお問い合わせする場合がありますので、保育課からのお電話にご対応いただくようお願いいたします。

※アレルギー、発達遅滞、障がいがあるなどの特別な配慮が必要なお子さんは、お子さんの状態や施設の体制等によって受入れ状況が異なりますので、必ず事前に医療機関にて集団保育の可否の確認をするとともに、申込み前に施設にご連絡の上、お子さんと一緒に施設の見学等を行い、対応についてご相談の上、申請を行ってください。

※令和3年度12月から3月までの入所申請を予定されている方は、令和4年度4月入所申請となるべく同時に行ってください（例えば、育休の復帰時期が12月から3月の間の方など）。その際、申請書等は、2組必要ですが、就労証明書の1部はコピーで結構です（コピーの添付をお願いします）。同時申請でない場合は、就労証明書はそれぞれに添付が必要です。令和3年度と4年度で申請書類等の一部に変更があるので、ご注意ください。

○令和4年5月以降からの利用を希望される方

入所を希望する月の前月10日（10日が土日祝日にあたる場合は、その前の平日となります。）が締切となります。

令和4年度入所が保留となった場合で、翌月以降の入所を希望される場合は、必ずそれぞれの月の締切日までに保育課へのご連絡が必要です。なお、自動更新による再審査は行いません。結果は、利用開始月の前月20日以降に保護者宛に郵送します。

申請にあたり、ご確認ください。

◎令和3年度の入所が保留になっている方や転園を希望される方も、令和4年度の入所を希望される場合には、新たに申請手続が必要です。

◎申請日時時点で、熊谷市に住民票がある方が申請できます。令和4年4月1日までに、熊谷市に転入を予定されている方は、保育課へご相談ください。

◎市外の保育施設への入所（園）を希望する方は、保育施設の所在する市区町村の担当課に、申込み締切日、必要書類、申込み条件等をご自身で確認し、希望先の市区町村の締切日の1週間前までを目安（熊谷市の締切がそれより早い場合は、その締切日まで）に、熊谷市の申請書を使用し、熊谷市に申請をしてください。

◎申込者数が定員又は受入可能人数を超える場合、保育が必要な優先度により決定致します。

◎このご案内のほか、「保育のしおり」や「施設利用に関する確認票」「申請に必要な書類チェックリスト」を確認の上、申請をしてください。

◎希望数は1施設のみでも、6施設以上希望しても結構です。第6希望以上希望する場合、メモ等に記入して添付してください。ただし、見学等で施設について確認した上で、通園してもよい施設をお書きください。入所決定後、見学や確認をしておらず、辞退される方がいらっしゃいますが、他の希望者の方の入所入園に影響がでる可能性がありますので、お気をつけください。

◎保育施設は幼稚園とは異なり、「就学前の教育を受けさせたい。」「集団生活に慣れさせたい。」といった理由の場合は、入所の対象にはなりません。幼稚園や認定こども園（教育・保育給付認定1号又は施設等利用給付認定1号）での幼児教育を希望される場合には、利用を希望される施設に直接申し込んでください。

◎提出いただいた就労証明書の証明内容は、入所時も継続しているものとして選考します。提出書類の内容と事実が異なる場合又は変更（次子の妊娠が判明した、入所月までに退職するつもりなど）が生じたにも関わらず申出がない場合は、入所決定又は内定を取り消すことがあります。

◎育休中の方で、育休を延長するために、いつ時点の何の書類が必要かなどは、保育課から案内はできません。職場との相談をよくした上で、申請をしてください。

◎4月入所申請期間中は、例年窓口が大変混雑し、密な状態となりますことから、新型コロナウイルス感染症感染拡大が心配されます。密集や密接を避けるため、入所に関するご相談は、なるべく令和4年4月入所申請受付開始前の10月8日(金)までに、保育課にお電話か、コンシェルジュ相談を予約の上ご利用ください。

◎申請書類につきましては、原則、郵送受付か窓口での受取りとさせていただきます。対面での申請をご希望の方は、電話予約の上、コンシェルジュ相談をご利用ください。ご理解とご協力をお願いします。